

大口町告示第117号

大口町敬老事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町敬老事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町敬老事業実施要綱（平成19年大口町告示第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次の事業」を「長寿に対する祝い金（以下「祝い金」という。）の支給に関する事業」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第3条を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第2条第1項第2号」を「前条」に改め、「長寿に対する」及び「（以下「祝い金」という。）」を削り、同条を第3条とする。

第5条を削り、第6条を第4条とする。

別表及び様式を削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。